

目次

理事長挨拶	1
祝賀会・交流会	2~3
各委員会より	4~5
事務局より	6
福島労働局より	7~10
行事報告・予定	11
青年部会活動報告・予定	12~13

理事長挨拶

渋谷修一

皆様方には日頃より組合事業に対し、格別のご協力とご配慮をいただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、11月15日に行われました福島県議会議員選挙におきましては、当組合の西山顧問に対しまして皆様方より温かいご支援をいただき、無事再選を果たすことが出来ました。皆様から頂戴いたしましたご支援に深く感謝を申し上げます。

この度 (有)三和精機の瓶子社長様が福島市技能功労者表彰を受賞なされ、過日顧問の皆様をはじめ大勢の皆様にご出席を賜りながら「祝う会」を開催させていただく事が出来ました。瓶子社長様並びにお忙しいところお集まりいただいた皆様方には、改めてお祝いと御礼を申し上げますとともに、瓶子社長様の今後の更なる飛躍をご期待申し上げます。

本年度は全国中央会の補助事業である「福島モノづくりブランド構築事業」と福島県中央会の支援を受けながら青年部が中心となり進めている「新事業プラン策定支援事業」の二つの大きな事業が進展中であり、皆様方には度重なるアンケート等でご協力をお願いしておりますが、今や世界は第4次産業革命ともいわれる大変革の時代に突入していると言われ、それらから生じる様々なニーズに対応し競争力を維持して行く為には、組合の枠を超えたネットワークの統合化が必要と考えているところでございます。

この二つの事業を基に、今後の組合の方向性について真剣に検討し行動して行く事が必要と思われ、委員としてご担当をいただいている皆様方にはお忙しいところ何かとお時間を取らせ恐縮ではございますが、何卒宜しくお願い申し上げます。

さて、私事ではございますが、11月11日と12日にビックパレットで開催されました「メディカルクリエーションふくしま2015」におきまして技術奨励賞を頂戴いたしました。出展ブースは御陰様で非常に盛況でございましたが、折角お越しいただいた皆様方にはブースが混雑し満足な対応が取れませんでしたこと、この場をお借りして深くお詫び申し上げますとともにご来場いただいた多くの皆様方に厚く御礼申し上げます。



祝 瓶子修氏 平成27年度福島市技能功労者受賞を祝う会が開催されました

平成27年度11月20日（金）午後6時より、ホテル辰巳屋において祝賀会が開催されました。

受賞者である(有)三和精機 代表取締役 瓶子修氏は、先代社長より加工技術を基礎から学ばれて以来24年間、金属工作機械工として職務に努められました。瓶子氏は工程の多い複雑な小物ワークの微細加工を得意とされ、その加工精度の確かさで顧客より高い信頼を得ており、当組合の共同受注事業においても多大なる貢献をされてまいりました。

また、現在は当組合理事でいらっしゃいますが、過去には青年部会長も務め、青年部技術研究会の開催時にはその持てる技術を惜しみなく発揮して後進の指導に貢献され、これらが認められての受賞となりました。

祝う会は渡辺副理事長の開会を受け、澁谷理事長が挨拶され、亀岡顧問と西山顧問より祝辞を賜り、都合によりご欠席となった藤橋顧問の祝辞を丹治専務理事が代読された後、永澤理事による乾杯の音頭で祝宴が始まりました。会場には多くの方がご出席され、瓶子氏の受賞を祝いました。

瓶子修様、福島市技能功者受賞、誠におめでとうございます。



福島市との交流懇談会が開催されました

平成27年8月28日（金）、ザ・セレクトン福島において福島市商工観光部と当組合との交流懇談会が開催されました。本年度は、当組合より各業種の説明と現状を報告した後、福島市より行政の支援制度が紹介されました。一部の業種を除き、業界全体として東日本大震災以前まで業績は戻っていないこと、人材不足、後継者問題等の発言もありましたが、助成金・補助金を使用し県内の仕事の増加や売上に繋がる雇用の確保、誘致等の課題を要望いたしました。

懇談会終了後、場所を移して納涼会が開催され、総勢36名の参加のもと、それぞれの立場を越えて、福島の将来、組合の今後について語り合いました。



■親善委員会

☆第16回親善ボウリング大会開催時期のお知らせ

親善旅行は残念ながら参加希望者が少なく、実施を見送ることとなりました。

そこで、改めて今年度事業としまして、組合員所属従業員の交流と親睦を図ることを目的に、第16回ボウリング大会の開催を予定しております。下記の期間で検討しておりますので、詳細が決定しましたら、別途ご案内を申し上げます。

【開催予定】平成28年2月～3月上旬

【会 場】未定

■組合員拡大委員会

☆新規加入組合員をご紹介ください。

当組合では、組合員拡大委員会を中心に組合員拡大促進活動を展開しております。

当組合に「加入したい」「興味がある」という事業所様をご紹介くださいますと、こちらから事業所様へお伺いしまして、組合概要や事業活動について詳しくご説明させていただきます。

詳しくは当組合事務局までお尋ねください。

■経営研究委員会

☆委員長談話「経営について」

会社の経営は今も昔も難しく、誰にでも出来るものではないと言われている。しかし、特別難しいものでもない。職種はいくらでもあって、選ぶことは全て自由である。自分に合う仕事さえ見つければ、相当のところまではいける。ただ経営者には欠かせない素質のようなものがあるらしい。それは「明るい性格」と「気力」だと思う。ポジティブな性格は周りを明るくし、全てが良い方向へと向かわせる力があるようだ。ことによっては「今、日本は高齢化・少子化が進んでいる。次第に衰退へ向かいつつある」とマスコミでは唱えているが、本当にそうだろうか。私はそうは思わない。中国と韓国は別にして、日本ほど好感を持たれている国はない。マクロな視点からミクロの在り方を客観的に捉えた場合、例えば、日本は欧州全体よりも理系のノーベル賞受賞者数が多い。安倍総理が米国の議会で演説して以来、日米はかつてないほど強固な繋がりで結ばれている。世界の中で日本ほど好感を持たれている国はないのである。ただそれは、すぐ隣の中国・韓国を除いての話だ。反日教育を続けている中国・韓国とは無理して仲良くなる必要はない。喧嘩することではないが、自然体が一番適している。この日本は良くなることはあれ、悪くなることはないだろう。我ら中小企業の経営者は、時代をよく見据えて、次の一手を常に考えていけば、安定成長することは難しくないだろう。

■安全衛生委員会

☆平成27年12月1日よりストレスチェック制度が施行されました。

平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、従業員50人以上の事業場を対象とし、事業者が労働者に対して年に1回、ストレスチェックを実施することが義務づけられました。

当組合の場合、従業員数50人未満の事業場が組合員の半数以上を占め、厚生労働省ではそのような事業場に対しストレスチェックを「当分の間は努力義務」としております。ストレスチェック制度とはどのようなものが、9頁～10頁のリーフレットにてご確認ください。パソコンからは下記URLでもご覧いただけます。

【厚生労働省：こころの耳働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト】

<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

■共同受注委員会

☆事業進捗報告

平成26年より、共同受注委員会は「福島モノづくりブランド構築事業」に取り組んでいます。

これは、昨年度の「結の場」の活動を引き継ぎ発展させた事業であり、全国中小企業団体中央会管轄の「平成27年度中小企業活路開拓調査・実現化事業」という厳かな名称の補助金事業となります。当調査・研究委員会は、組合より渋谷理事長をはじめとして業界委員5名、外部より専門家委員として4名、そして事務局1名で構成され、座長には本年2月に開催された組合新年会で講演していただいた「下町ボブスレー」の著者、奥山睦氏に担っていただいています。

さて、「ブランド構築」とは何かと端的に言えば、「他と際立って**差別化**できる、**自慢の技術と製品**、そしてその**イメージ**」を世間に知らしめ確立することだと思います。

調査活動の一環にて、10月1日、2日の両日、先進地視察調査として「全国産業観光フォーラムin燕三条」開催中の燕三条地場産業振興センター、「磨き屋シンジケート」を起ち上げた燕商工会議所を訪問し、説明と意見交換を行い、また企業訪問としてTVでも有名な、「磨き屋シンジケート」の基幹企業である小林研業を見学して参りました。「iPod」の鏡面研磨で名をはせた小林社長は正に「手八丁、口八丁の生きたブランド広告塔」でした。燕ブランドのステンレス製「ピアマグ」や「エコカップ」をご存知の方も多いかと思いますが、地域の伝統と熟練の職人技を、日本を代表する「地域ブランド」に育て上げた努力と知恵と行動力は、我々の「福島モノづくりブランド構築事業」の手本であり、目標であると感心して参りました。

なお、詳しくは、来年2月3日グリーンパレスにて開催の「成果普及報告会」において当事業の成果発表を行います。組合員の皆様におかれましては、こぞって参加されますようお願いいたしまして、今回の報告とさせていただきます。

■雇用保険事務を委託されている組合員の皆様へ

平成28年1月よりマイナンバー制度が導入されるに際し、番号法に基づき、労働保険事務組合へ加入されている組合員の皆様へ、従業員の皆様の個人番号（特定個人情報）の提供をお願いすることとなりました。すでに当組合より個人番号取扱いに係る委託契約書をお送りしておりますので、ご対応くださいますようお願い申し上げます。

尚、下記の使用目的のため、記載の使用目的以外で貴社の従業員の個人番号（特定個人情報）を使用することはございません。個人番号（特定個人情報）の取扱いについては、漏えい、不正利用防止等の観点から番号法に基づく安全管理措置を講じております。

もし、ご不明な点等がございましたら、事務局労働保険事務担当者までお問い合わせください。

雇用保険届出事務

- ①雇用保険被保険者資格取得届（雇用保険法施行規則様式第2号）作成
- ②雇用保険被保険者氏名変更・喪失届（雇用保険法施行規則様式第4号）作成

■亀岡よしたみ後援会「鉄亀会」が設立されました。

衆議院議員を務められている亀岡偉民顧問の後援会の打診を受け、当組合内でも後援会「鉄亀会」を設立することとなりました。標記会の設立につきましては、去る8月5日開催の第4回理事会で検討し、設立が承認されました。事後となりますが、この紙面をお借りしまして組合員の皆様へご報告を申し上げます。併せて、「鉄亀会」役員をお願いしました皆様のご理解とご協力に、改めて御礼を申し上げます。

■組合事務局 年末・年始休業のお知らせ

下記の期間は年末・年始のため休業となりますのでご了承ください。

【休業期間】平成27年12月30日（水）～平成28年1月3日（日）

福島県最低賃金

時間額

705円

16円UP

平成27年10月3日から

働くには、最低賃金
チェックざんす。



年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、すべての労働者が対象となります。使用者も、労働者も、賃金が最低賃金以上になっているか、必ず確認しましょう。

必ずチェック! **最低賃金** 使用者も、労働者も。

厚生労働省ホームページアドレス <http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する特設サイト <http://www.sai/teichingin.info/>

※パソコンでも最低賃金をチェックできます!

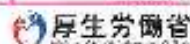
最低賃金制度

検索

WEBで
チェック!



最低賃金に関するお問い合わせは福島県労働基準監督署の労務課まで。



必ずチェック! 最低賃金 使用者も、労働者も。

最低賃金制度とは?

働くすべての人に、賃金の最低額(最低賃金額)を保障する制度です。

最低賃金制度は、最低賃金法により国が最低賃金額を定め、正社員・契約社員・パート・アルバイト・嘱託といった雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者が対象となる制度です。なお、最低賃金には、都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の産業が対象の「特定最低賃金」があります。

最低賃金額以上となっているかのチェック方法は?

チェックしたい賃金(※1)を時間額にして、最低賃金額(時間額)と比較します。(※2)

(1) 時間給の場合

時間給 \geq 最低賃金額(時間額)

(2) 日給の場合

日給 \div 1日の平均所定労働時間(時間額に換算) \geq 最低賃金額(時間額)

(3) 月給の場合

月給 \div 1か月の平均所定労働時間(時間額に換算) \geq 最低賃金額(時間額)

(4) 上記(1)、(2)、(3)が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で、各手当(職務手当など)が月給の場合は、

- ① 基本給(日給) \rightarrow (2)の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) \rightarrow (3)の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 \geq 最低賃金額(時間額)

(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥精進手当、通勤手当および家族手当

(※2)日額で定められている特定最低賃金の対象となる場合は、日額に換算した額 \geq 特定最低賃金額(日額)

あなたの賃金は?
スマホ、PC等で調べよう!



リサイクルの森 株式会社
Copyright © 2017
リサイクルの森株式会社
(H27.9)



事業者ならびに産業保健スタッフの皆様へ

2015年12月から ストレスチェックの実施が 義務^{*}になります。

※従業員50人以上の事業場については法令の用、努力義務です。

従業員の
こころの負担が
積み重なる前に。



働く人のメンタルヘルス不調を防いで、
イキイキした職場環境を実現しましょう。

事業者の皆様は、ストレスチェックの実施には以下の点に注意してください。

- ☑ ストレスチェックは、医師・保健師などが実施します。
- ☑ ストレスチェックの結果は、従業員の同意がなければ事業者には提供することは禁止されています。
- ☑ ストレスの高い従業員から申し出があった場合、医師による面接指導を行います。
- ☑ 面接指導の結果、医師の意見を聞き、必要に応じて働き方への配慮をしましょう。

ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策に関する詳細は下記アドレスをご覧ください。

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」
<http://kokoro.mhlw.go.jp/ats/kokoroanaihou.html>

こころの耳 検索

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

ひと、こころ、あそびの力で
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度とは？

平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、ストレスチェックと面接指導の実施等を事業者へ義務づける制度が創設されました。
(平成27年12月1日施行)

ストレスチェック制度の概要

ストレスチェックの実施

- 常時使用する労働者に対して、年に1回、ストレスチェックを実施することが事業者の義務[※]になります。

※ストレスチェックとは、事業者が労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査をいいます。
※従業員数50人未満の事業者、当分の間努力義務とをります。

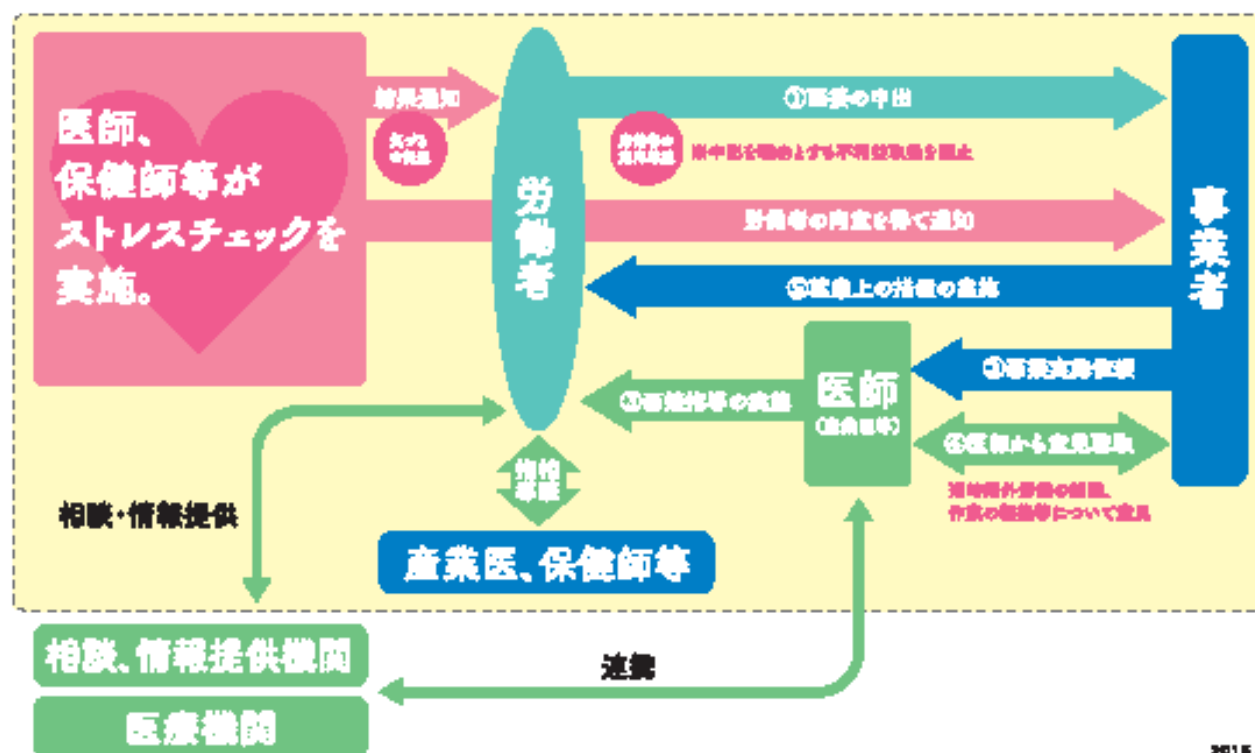
- ストレスチェックの調査票には、「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」、「周囲のサポート」の3領域を含みます。

面接指導の実施

- 高ストレスと評価された労働者から申出があったときは、医師による面接指導を行うことが事業者の義務になります。
- 事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、就業上の措置を講じる必要があります。

○ストレスチェックの結果は直接本人に通知し、本人の同意がない限りは事業者に提供してはいけません。

ストレスチェック制度の流れ



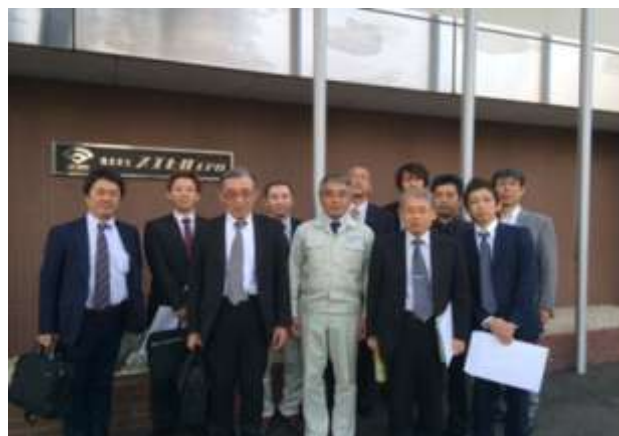
組合行事報告・予定

開催日	詳細
H27.7.1	福島県中小企業団体中央会 原発事故損害賠償連絡協議会
7.1	第1回 広報委員会
7.2	福島県電子機械工業会他 第31回 産学官交流のつどい
7.15	【中小企業活路開拓調査・実現化事業】第1回 調査・研究委員会
7.20	亀岡よしたみ 朝食勉強会
8.5	第4回 理事会
8.19	【中小企業活路開拓調査・実現化事業】第2回 調査・研究委員会
8.28	福島市商工観光部との交流懇談会・懇親会
9.2	組合健康診断
9.3	労働局保険事務組合監査・労働保険に関する算定基礎調査
9.4	自由民主党福島県議会議員会 各種団体要望聴取会
9.7	西山尚利 連合後援会総会及び県政報告会
9.11-12	(株)福島製作所協力会 平成27年度技術研鑽会
9.16	【中小企業活路開拓調査・実現化事業】第3回 調査・研究委員会
9.18	第61回 福島県溶接技術競技会表彰式
9.25	鉄亀会 亀岡よしたみ後援会 拡大幹部会
10.1-2	【中小企業活路開拓調査・実現化事業】先進地視察調査
10.8	福島県 マイナンバー説明会
10.14	第5回 理事会
11.7	福島市技能功労者表彰 授賞式
11.18	福島県中小企業団体中央会 第2回 常任理事会
11.18	【中小企業活路開拓調査・実現化事業】第4回 調査・研究委員会
11.20	福島市技能功労者 瓶子修氏の受賞を祝う会
11.30	鉄亀会 イノベーションコースト勉強会
H27.12.9	第6回 理事会
12.10	労働保険事務組合連合会福島支部 事業主説明会
12.16	【中小企業活路開拓調査・実現化事業】第1回 ビジョン作成委員会
H28.1.4	平成28年福島市新年市民交歓会
1.13	(株)福島製作所協力会 理事会
1.13	【中小企業活路開拓調査・実現化事業】第2回 ビジョン作成委員会
2.3	福島県鉄工機械工業協同組合 新年会
2.3	【中小企業活路開拓調査・実現化事業】成果普及報告会

開催日	詳細
H27.8.21	第3回 定例会・「新事業プラン支援事業」第2回委員会
9.18	第4回 定例会・「新事業プラン支援事業」第3回委員会
9.26	納涼会
10.10～11	「新事業プラン支援事業」先進地視察調査（三重県四日市市）



視察先①「東洋化工機(株)」



視察先②「(株)スエヒロEPM」



視察先③「四日市機械器具工業協同組合」



視察先④「(株)試作サポーター四日市」

開催日	詳細
10.16	商工中金展示会 in 仙台
11.17	第5回 定例会・「新事業プラン支援事業」第4回
12.17	第6回 定例会・懇談会
H28.1.16	新年会

商工中金展示会 In 仙台



■青年部会員 募集のお願い■

青年部会では会員を随時募集しております。48歳未満の後継者の方は、是非とも入会をご検討願います。また入会希望の方は、組合事務局へお気軽にお問い合わせください。

<アピール>

新たな取り組みとして現在検討中ではありますが、全国の鉄工機械関係の各組合青年部との交流を積極的に進めてまいります。これら交流会を介し、若手経営者としての知見を広げる機会に繋がればと考えております。

福島県鉄工機械工業協同組合

URL <http://www.tekkou.or.jp> Email mail@tekkou.or.jp

〒960-8057

福島市笹木野字南中谷地21-4

TEL 024-558-8011 FAX 024-558-8013

